

## ① 国内出願とPCT国際出願

外国出願する場合、日本出願してからPCT出願しても良いし、PCT出願して日本に国内移行しても良いです。

### (1) 国内出願を優先権の基礎としてPCT国際出願

国内出願から1年以内に優先権を主張してPCT出願し、国内出願から2年6ヶ月以内に各国に移行させます。国際調査報告が届きますので、その見解を基に、各国に移行させるかどうか判断することができます。



国内出願と同時に審査請求し、さらに早期審査を申請すると1年以内に特許になる場合があります。外国でも特許になる可能性があるとして、PCT出願をすることができます(各国で異なる審査結果が出る場合もあり得ます)。

### (2) ダイレクトPCT国際出願を日本に国内移行

PCT出願をして2年6ヶ月以内に日本を含む各国に移行させます。



国際調査報告が届きますので、その見解が良ければ、すぐに日本に移行して権利化することも可能です。

### (3) 国内出願を基礎としたPCT国際出願を日本に国内移行

国内出願から優先権主張してPCT出願する場合、**通常は日本を指定国から外します**。しかし、PCT出願で日本を指定すると、国内出願を基礎として国内優先権を主張した新出願の扱いとなり、**先の国内出願は取り下げたものとみなされる**ことになります。

### (4) ダイレクトPCT国際出願を優先権の基礎としてPCT国際出願

PCT出願から優先権主張してPCT出願や国内出願することもできます。先のPCT出願はみなし取下になることはありませんが、国内移行した出願同士でみなし取下げはあり得ます。ただ、先の国内移行を権利化してから、後の国内移行をすれば、それを回避できます(権利が重複する場合は補正しておく必要があります)。

## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)